

# 豊後大野市景観計画

豊後大野市



- 目次 -

序章 景観計画の策定について.....	1
1 策定の目的.....	1
2 計画に定める事項.....	1
3 豊後大野市の景観特性.....	1
4 景観に係る法規制の現況図.....	3
5 景観を規制する法令の一覧.....	4
第Ⅰ章 景観計画の区域.....	6
1 景観計画の地域・地区.....	7
(1) 市全域の地域区分.....	7
(2) 景観形成重点地区.....	8
2 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針.....	12
(1) 景観形成の方針（市全域を4つの地域に分けて）.....	12
(2) 景観形成の方針（景観形成重点地区）.....	18
第Ⅱ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	21
1 市全域の届出対象行為及び景観形成基準.....	22
2 景観形成重点地区の届出対象行為及び景観形成基準.....	32
(1) 緒方盆地文化的景観（景観形成重点地区）.....	32
(2) 原尻の滝眺望景観（景観形成重点地区）.....	36
(3) 江内戸の景眺望景観（景観形成重点地区）.....	38
(4) 沈墮の滝眺望景観（景観形成重点地区）.....	39
3 景観形成重点地区の候補（三重町市場町並み景観）.....	41
第Ⅲ章 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針.....	42
1 景観重要建造物の指定方針.....	42
2 景観重要樹木の指定方針.....	42
3 景観重要公共施設の指定方針.....	42
第Ⅳ章 届出について.....	44
1 届出フロー.....	44
2 届出が必要な行為.....	45
3 届出に必要な書類.....	47
第Ⅴ章 景観計画の運用について.....	48
1 景観審議会の設置.....	48
2 景観形成市民団体の認定.....	48
3 管理・保全の要請.....	48



## 序章 景観計画の策定について

### 1 策定の目的

「豊後大野市景観計画」は、『良好な景観(注)は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される市民が共有する資産である』ことから、現在及び将来の豊後大野市民がその恵沢を享受できるように、平成16年に施行された景観法に基づく適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされることを通じて、良好な景観の整備及び保全を図ることを目的としています。

(注) 景観は、大きな建物や自然の風景など目に見える景色と言い換えることができます。また、その景色を見て感じられる歴史、文化、人々の暮らし方なども含みます。

### 2 計画に定める事項

本計画では、景観法第8条に基づき、主に以下の事項について定めています。

事項	景観法
① 景観計画の区域	法第8条第2項第1号
② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	法第8条第3項
③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	法第8条第2項第2号
④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	法第8条第2項第3号
⑤ 景観重要公共施設の指定の方針	法第8条第2項第4号

### 3 豊後大野市の景観特性

豊後大野市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域おおとうげやまに位置し、東部は大峠山、はいだてさん佩楯山、西部は阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺・鎧ヶ岳、南部は祖母・傾山の山々に囲まれた盆地状をなしているまちです。市域の総面積は603.14km<sup>2</sup>で、県内の市町村で3番目の広さとなっています。

この地域の地形は9万年前の阿蘇火砕流によって形成され、阿蘇火砕流堆積物は、豊後大野市の約1/2を覆っており、ジオパークの認定、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録により、広く認識されるようになった地質的な特徴が、地域の景観の特性を形づくっています。

大野川や緒方川、その支流の各地には、阿蘇-4強溶結凝灰岩や阿蘇-3火砕流堆積物の断崖が形成されています。奥岳川の上流「たいざこきょう滞迫峡」は、約11kmにわたって見ることができる断崖は、清流と相まって、手付かずの自然を体感し、景観を味わうことができる場所となっています。川中に、固い砂岩部分が板戸のように立ち上がる「てどり手取蟹戸」は、堆積層が、しゅうきよく褶曲によって転倒し地表にあらわれたものです。

阿蘇一 4 強溶結凝灰岩は、その地質的特徴によって切り立った断崖を形成することから、平野部に突如現れる原尻の滝、沈墮の滝は、超巨大火砕流の痕跡を象徴する景観です。高さ 50 m、延長 500 m にわたる「岩戸」の大絶壁の景観も、同様の地質に由来します。

さらに、大野川盆地には、膨大な量の阿蘇火砕流堆積物が分布していることから、どこに行っても、どこを掘っても溶結凝灰岩があり、各地で見ることができる石橋、磨崖仏、石垣、石畳など、加工に適した阿蘇溶結凝灰岩を材料にした文化財や建造物があふれ、地域の景観を特徴づけています。

また、凝灰岩と河川によって生み出された複雑な地形、自然を克服しようとする人々の英知は、農業生産のほか、神社や施設の立地、祭りなど祭礼の構成に影響しています。

特に、緒方盆地は、水路と水田、そして集落が織り成す現在の景観から、水田開発の用水を確保するために、長距離水路の開拓を重ねた歴史を読み解ける貴重な農村景観になっています。

豊後大野市は、平成 17 年に、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の 5 町 2 村が合併し誕生したことから、それぞれの地域に、行政と経済活動の核になる中心的エリアがあり、非木造を主とする大規模な建築物と計画的に開発された住宅地が存在し、周辺に広がる農村景観とは明らかに特性の異なる景観になっています。

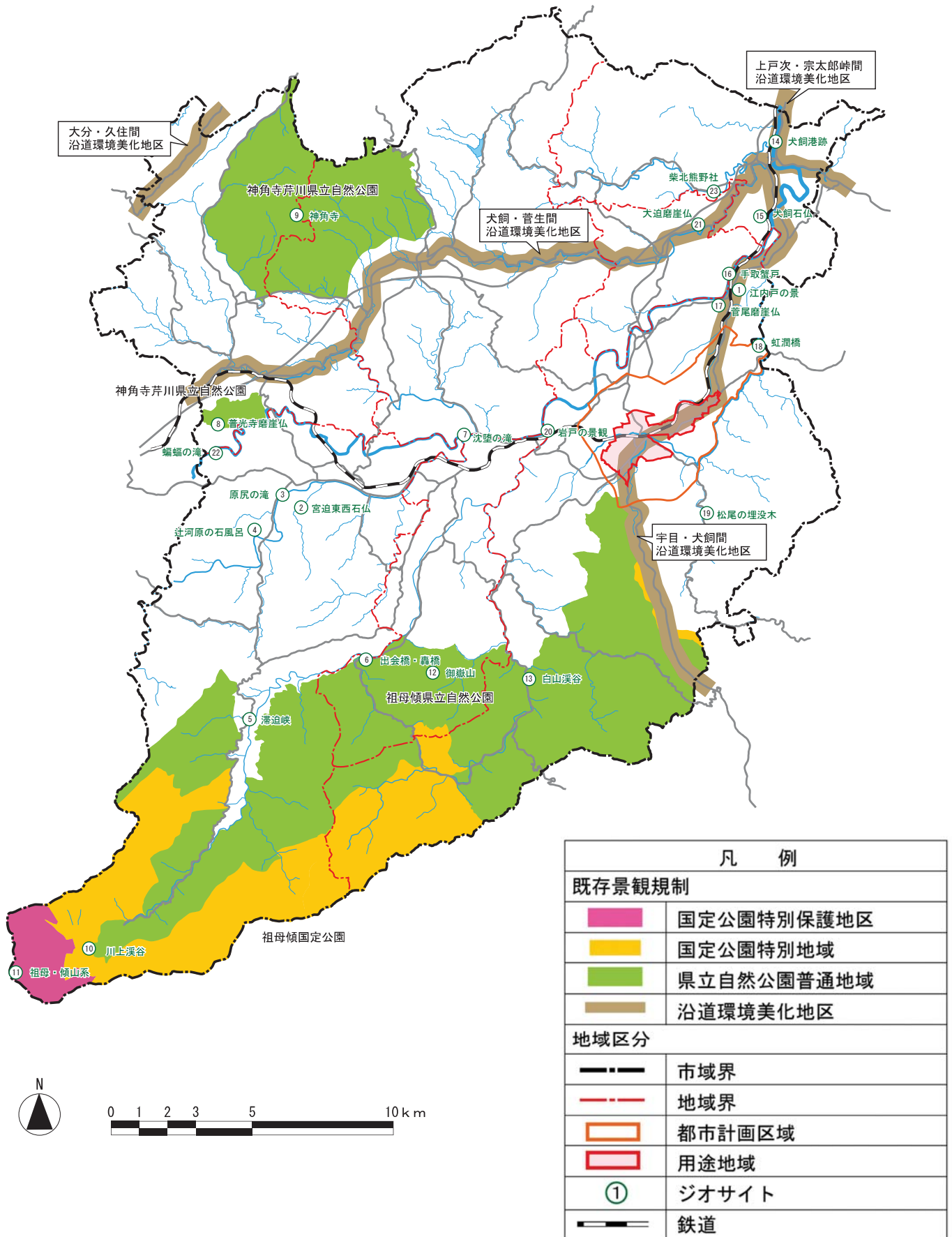
また、豊後大野市は、古くから現在と同様に大分・熊本・宮崎の 3 地域を結ぶ交通の要衝であったことから、それぞれの地域中心エリアには、旧街道に沿って商家の建ち並ぶ町並みも残っています。

市庁舎を置く三重町は、豊後大野市域の核として都市的な発展を遂げ、都市計画区域を定めた中心エリアには、公共施設のほかに病院、学校、ホテルなど大規模な建築物が集中し、国道 326 号沿道は、大型の商業施設が立地する都市的な景観になっています。

旧日向街道沿いの三重町市場通りは、かつて古代律令の時代に三重郷の駅が置かれた交通の要衝で、江戸時代には、臼杵藩の在町として、周辺地域の商業中心でした。現在も、沿道 650 m の区間に 6 件の国登録有形文化財の建造物が現存するほか、町場の繁栄を伝える複数の建築物が存在し、豊後大野市唯一の歴史的な町並み景観となっています。

豊後大野市の山間部の多くは、神角寺芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園、祖母傾国定公園に指定され、豊かな自然景観に恵まれています。とりわけ市域の南部は、広く祖母傾山系の自然公園の範囲に指定されています。

4 景観に係る法規制の現況図



## 5 景観を規制する法令の一覧

根拠となる法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項	罰則規定
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可 (15の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地区域内の開発行為</li> <li>農地等の転用制限</li> </ul>	懲役又は罰金
農地法	農地	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の転用</li> <li>農地を転用するための権利設定又は移転</li> </ul>	懲役又は罰金
森林法	保安林	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>立木の伐採</li> <li>土地の形質変更 など</li> </ul>	罰金
	地域森林計画の対象となる民有林	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>10,000 m<sup>2</sup>以上の開発</li> <li>流木の伐採</li> </ul>	罰金
河川法	大野川の水面	許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の流水の占用</li> <li>河川区域内の土地の占用</li> <li>河川区域内における土石等の採取</li> <li>河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除去</li> <li>河川区域内における土地の掘削、盛土、切土</li> </ul>	懲役又は罰金
文化財保護法	周知の埋蔵文化財・包蔵地（遺跡）	届出 (93-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木工事等を目的とした発掘行為</li> </ul>	過料
	史跡名勝天然記念物	許可 (125-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状変更</li> <li>保存に影響をおよぼす行為</li> </ul>	罰金
	重要文化財	許可 (43-1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状変更</li> <li>保存に影響をおよぼす行為</li> </ul>	罰金
廃棄物の処理又は清掃に関する法律	豊後大野市全域	処理施設の許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正な処理（不法投棄等）</li> </ul>	懲役又は罰金
大分県沿道の景観保全等に関する条例	次の道路側端から20mの範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>犬飼・菅生間沿道環境美化地区（国道57号沿道）</li> <li>宇目・犬飼間沿道環境美化地区（国道326号沿道）</li> <li>上戸次・宗太郎峠間沿道環境美化地区（国道10号沿道）</li> <li>大分・久住間沿道環境美化地区（県道412号沿道）</li> </ul>	届出	次の大規模模範行為を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（高さ13mまたは建築面積500m<sup>2</sup>超）</li> <li>工作物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（高さ13m超）</li> <li>擁壁高さ5m超</li> <li>屋外の物品の貯蔵、集積（高さ2m超、100m<sup>2</sup>超、90日超）</li> </ul>	指導、勧告、公表



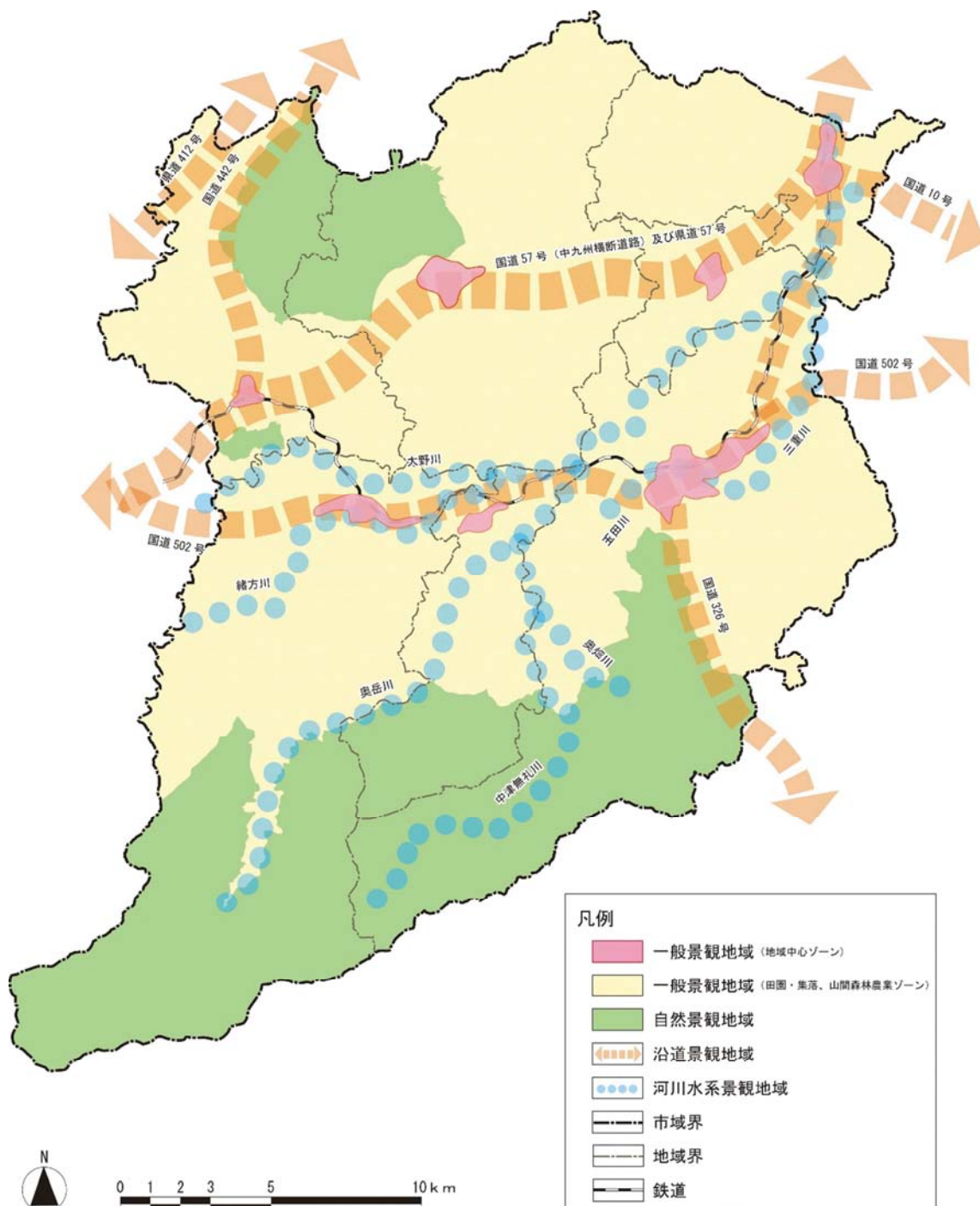
根拠となる法令	対象となる区域	許可・届出等	行為の制限事項	罰則規定
大分県屋外広告物条例	豊後大野市全域	許可	・屋外広告物又はそれに類するものの掲示	罰金
自然公園法	祖母傾国定公園 ・特別保護地区 ・第1種特別地域 ・第2種特別地域 ・第3種特別地域	許可	・工作物の新設、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採、土石の採取 ・広告物の掲出・設置, 工作物等への表示 ・土地の開墾・土地の形状変更 ・屋外での集積、貯蔵 ・屋根、壁面、塀、橋、鉄塔等の色彩変更	懲役又は罰金
大分県立自然公園条例	県立神角寺芹川県立自然公園、祖母傾県立自然公園に指定されている区域（普通地域）	届出	・工作物の新設、改築、増築 ・建築物 高さ13m超又は延べ面積1,000㎡超 ・送水管 長さ70m超 ・鉄塔 高さ30m超 ・鉱物の掘採、土石の採取（面積が200㎡超かつ高さが5m超の切土又は盛土） ・広告物類の掲出・設置, 工作物等への表示 ・土地の形状変更（農林業を除く）（面積が200㎡超かつ高さが5m超の切土又は盛土） ・太陽光発電施設 水平投影面積の和1,000㎡超	罰金

- 景観計画では、次の許認可の上乗せ基準を定めることができます。
- ① 屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出物件の設置に関する制限
  - ② 自然公園法の基準
- 景観法では、関連法令の次の行為については、届出を不要としています。
- ① 文化財保護法の許可、届出、協議に係る行為
  - ② 屋外広告物条例に適合する屋外広告物の表示、屋外広告物掲出物件の設置
- 大分県沿道の景観保全等に関する条例
- 対象の沿道を区域にする景観計画を策定した場合、適用されなくなります。

## 第 I 章 景観計画の区域

景観法に基づき、景観計画の対象となる区域を定めます。(景観法第 8 条第 2 項第 1 号)  
本市では、個性豊かな自然景観、歴史・文化の景観、くらしの景観が市全域に広がっていることから、**市全域を景観計画区域**とし、さらに 4 つの地域区分に分けて景観形成に取り組めます。


また、現在の優れた景観を保全し、あるいはさらに重点的に良好な景観形成を図っていく区域を「景観形成重点地区」として位置づけ、より詳細な景観誘導を図っていくこととします。



# 1 景観計画の地域・地区

## (1) 市全域の地域区分

市全域の景観計画区域は、景観の特性、土地利用の状況、関連法規制に基づいて、次の4つの地域に区分し、地域ごとに景観形成の基準を設け、良好な景観形成を進めます。

地域区分	地域の概要
①一般景観地域	<p>下記の②、③、④以外の地域</p> <p> 地域中心ゾーン（旧町村の地域中心を形成している地域）を示しています。 次項の景観形成の方針は、一般地域を地域中心ゾーンと田園・集落、山間森林農業ゾーンの2つの区分で示しています。</p>
②自然景観地域	<p>次の国立公園、県立公園に指定された地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祖母傾国立公園</li> <li>・ 神角寺芹川県立自然公園</li> <li>・ 祖母傾県立自然公園</li> </ul>
③沿道景観地域	<p>次の主要道路の沿道で、範囲は下欄による 国道10号、国道57号、国道326号、国道442号、国道502号 県道57号、県道412号</p> <hr/> <p>(範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道57号(高架の高規格道路)は、道路の区域(注1)から20メートルの範囲</li> <li>・ その他の道路は、道路側端(注2)から20メートルの範囲</li> </ul>
④河川水系景観地域	<p>次の主要河川の河川区域(注3) 大野川、緒方川、奥岳川、 三重川、玉田川、 中津無礼川、奥畑川</p>

(注1) 道路の区域とは、道路法に定める道路を構成する土地の範囲(法面等を含む)

(注2) 道路側端とは、一般交通に使用される道路の端(道路交通法による道路)

(注3) 河川区域は、一級河川、二級河川又は準用河川の指定された区間で、(1)河川の流水が継続して存する土地など、河状を呈する土地(1号地)、(2)河川管理施設の土地(2号地)、(3)堤外の土地で、(1)と一体的に管理する必要があるものとして河川管理者が指定した区域(3号地)の3つの区域。(3)は、河川管理者の指定によって区域が定められる。

河川区域内における土地の占用、工作物の新築等については、河川管理者の許可が必要。

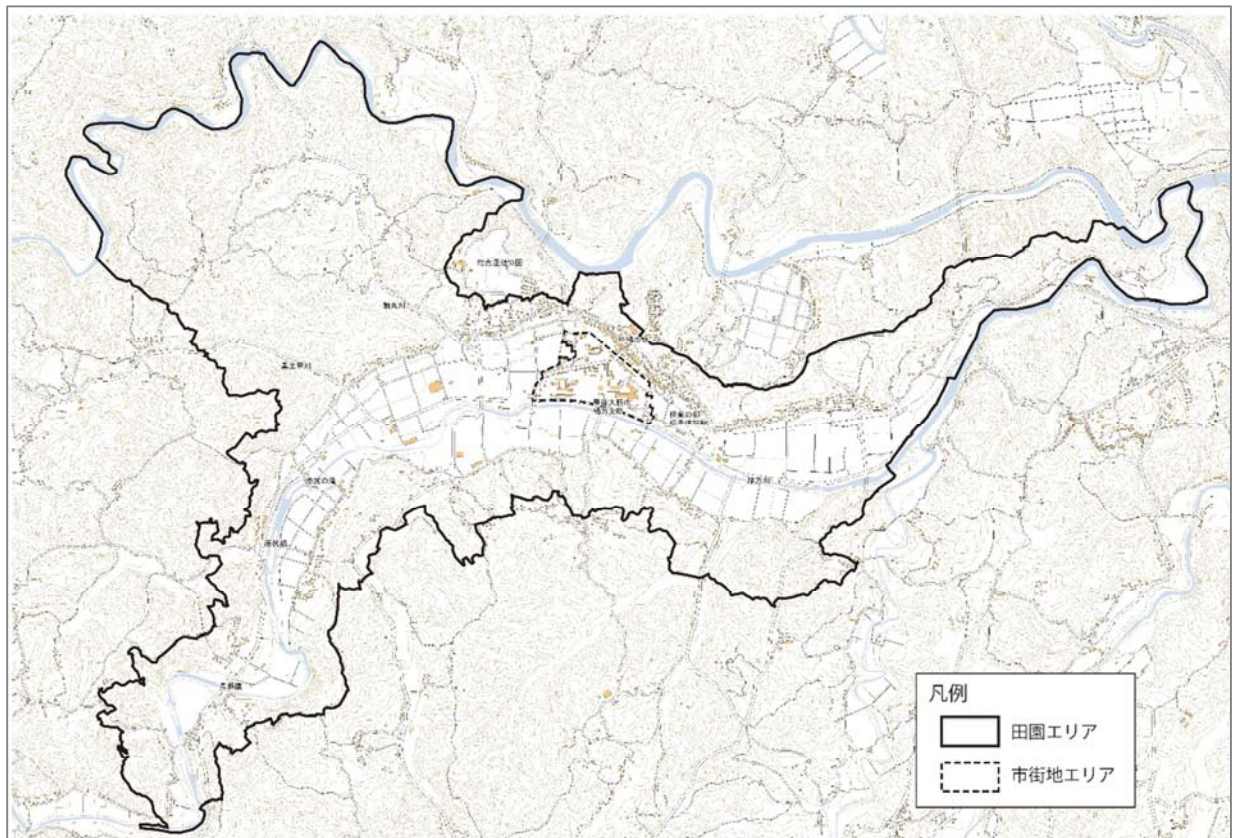
## (2) 景観形成重点地区

景観形成重点地区として、次の4つの地区を定めます。市全域の届出基準より小さな規模の行為から届出を求め、きめ細かく景観形成を進めます。

景観形成重点地区の名称	概要
ア 緒方盆地文化的景観	文化的景観の保全と育成
イ 原尻の滝眺望景観	滝周辺の眺望景観の保全
ウ 江内戸の景眺望景観	眺望景観の保全
エ 沈墮の滝眺望景観	眺望景観の保全

※景観形成重点地区の地図は、全て国土地理院の基盤地図をもとに作成しています。

### ア 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区)の範囲 (※拡大航空写真図を49ページに掲載)

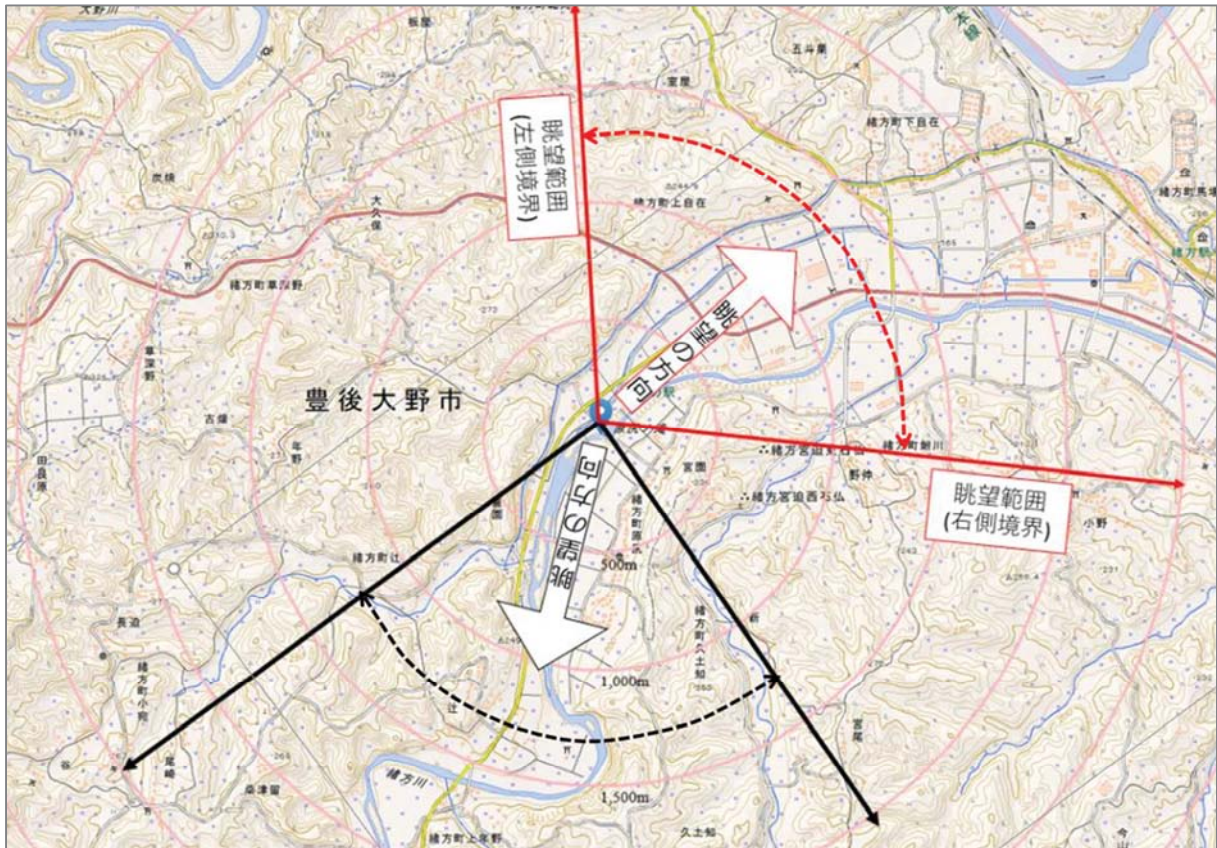


緒方盆地の文化的景観区域を「緒方盆地文化的景観（景観形成重点地区）」とし、田園エリアと市街地エリアに区分しています。

田園エリアは、緒方川の両岸に段丘状に水田が広がり、井路に沿って集落が連なる区域及び軸丸棚田を含む区域とし、その景観の保全と育成を図ります。市街地エリアは、公共施設、病院、商業施設等、都市的な土地利用がなされている区域であることから、田園エリアの景観と調整を図りながら景観形成を図ります。

イ 原尻の滝眺望景観(景観形成重点地区)

①範囲 (眺望の方向を挟む右、左の矢印を境界とする間の範囲)



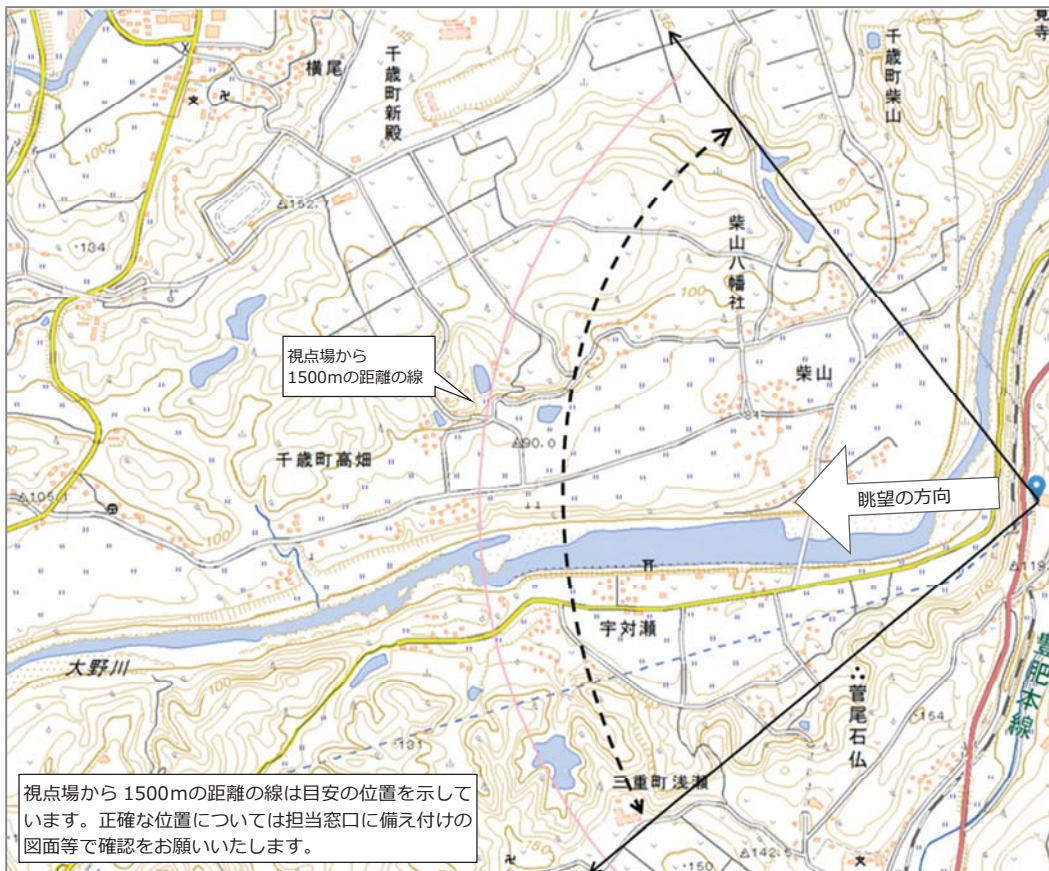
※制限を受ける範囲は、矢印の向きに延長した線で挟まれる範囲です。(以下同じ)

②視点場の位置

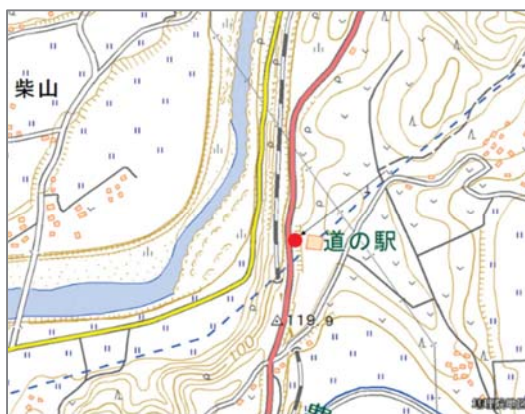


ウ 江内戸の景眺望景観(景観形成重点地区)

①範囲 (眺望の方向を挟む上、下の矢印を境界とする間の範囲)

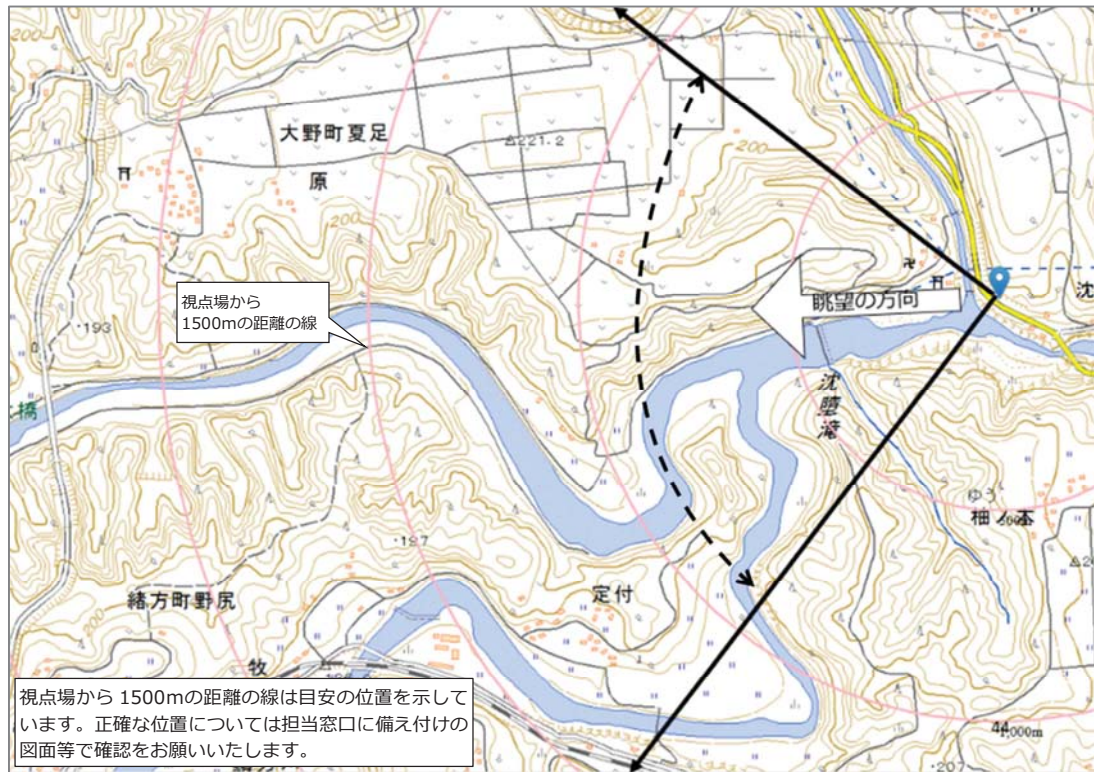


②視点場の位置



エ 沈墜の滝眺望景観(景観形成重点地区)

①範囲 (眺望の方向を挟む上、下の矢印を境界とする間の範囲)



②視点場の位置



視点場1  
滝見公園



視点場2  
道路ビューポイント



視点場3  
左岸のあすまや



## 2 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

### (1) 景観形成の方針（市全域を4つの地域に分けて）

#### ア 一般景観地域

一般景観地域は、自然、沿道、河川水系の各景観地域以外の範囲です。景観形成基準は、単一の基準を示していますが、地域の中には、商店、事業所が多く立地する地域があり、農地や林地を背景に住宅が点在する地域があります。一般景観地域を、景観特性から、旧町村の地域中心を形成しているゾーンとその周辺の田園・集落や山間森林農業が営まれるゾーンに大別し、それぞれのゾーンごとに、景観特性と問題点を整理し景観形成方針を記述します。

#### (ア) 地域中心ゾーン

##### (景観特性と問題点)

三重町の地域中心ゾーンは、都市計画の用途地域が指定された区域で、ゾーンの中心に官公庁施設や文化施設、商業・業務機能などが集積する商業・業務地があり、その周辺に住宅地、工業地などが集まり一体的な市街地を形成している地域です。

三重町以外の旧町村の地域中心ゾーンは、市役所支所や商店街及び学校やJR駅、病院などをコアにして、その周辺に昔からの住宅地と計画的な団地が連坦し、市街地を形成している地域です。

昔の街道沿いには往時の歴史を伝える町並みがありますが、建替えや建物の取り壊しが進んでいます。とりわけ、三重町の市場通りは、6件の国登録有形文化財の建造物が現存していますが、臼杵藩のかつての在町として繁栄した面影は薄れてきています。

三重町以外の地域中心ゾーンでも、人口減少、少子高齢化の影響を受け、空洞化が進行し、市場通り同様に、空き家、空き店舗、空き地等が多く見られるようになっています。

##### (景観形成の方針)

三重町の地域中心ゾーンは、大規模建築物が建ち、都市的な土地利用が進んでいます。国道326号沿道は、市域へのメインゲートにあたることから、アクセントカラーを含め、色彩への配慮が重要です。また、比較的広い敷地が多いことから、道路側の壁面を後退させ、緑化するなどにより質の高い景観形成を推進します。

また、市場通りを含め、旧町村の地域中心ゾーンにおいては、それぞれの市街地の形成経緯を尊重し、旧街道沿いにあつては町並みの連続性や街路形態等のまちの佇まいを次世代へ継承できるように景観誘導を行います。

また、その周辺の定住促進等を目的とし開発された住宅団地においては、ゆとりある建物配置を活かし、敷地内の植栽等に配慮した潤いある住宅地の景観形成を進めます。





三重の市街地



清川の市街地



緒方の市街地



朝地の市街地



大野の市街地



千歳の市街地



犬飼の市街地



定住促進等の団地（千歳）

## (イ) 田園・集落、山間森林農業ゾーン

### (景観特性と問題点)

田園・集落地域は、水田が広がる河川沿い平坦地や多様な畑作や果樹・工芸作物の栽培・畜産などが行われている台地上の地域で、農地と一体となり多くの集落が分布している地域です。

山間森林農業地域は、山間の谷あいや斜面地に小規模集落と農地が点在する、周囲を森林に囲まれた地域です。

水田、畑作、畜産等の農業経営や里山及び林地等の維持管理を担う後継者不足等が要因となり、空き家や耕作放棄地、管理不全の林地等が発生し、美しい自然環境や景観の維持・保全が課題となっています。

### (景観形成の方針)

河岸段丘に沿って広がる美しい水田や棚田の風景、谷沿いに集落が点在する里山の風景、祖母山、傾山等を背景とする雄大な自然景観（ジオサイトの白山溪谷、滞迫峡は、このゾーンに含まれます）などの本市固有の景観の保全を図ります。



牧原の景



軸丸の棚田



江内戸の景



美しい水田

## イ 自然景観地域

### (景観特性と問題点)

祖母傾国定公園と神角寺芹川及び祖母傾県立自然公園に指定された地域で、豊かな自然環境を有します。とりわけ、祖母傾エリアは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに登録され、生態系の保全と持続可能な利活用との調和が期待されています。エコパークの核心地域と緩衝地域は、国定公園の特別保護地域及び特別地域に指定され自然公園法による保護措置が講じられています。それを取り巻く普通地域では、自然公園法の制限に加え、きめ細かい景観保全措置が望まれます。

また、田園・集落、山間森林農業ゾーンと同様に、管理不全の林地等が発生し、美しい自然環境や景観の維持・保全が課題となっています。

### (景観形成の方針)

貴重な植物など豊かな生態系を有する森林、溪流など、良好な自然環境を礎に形成された優れた自然の風景地を維持・保全していく地域です。自然公園法、県立自然公園条例の制限により自然景観の保全が図られていますが、連携してよりきめ細かく景観保全を進めます。



祖母山



川上溪谷

## ウ 沿道景観地域

### (景観特性と問題点)

国道 57 号（中九州横断道路）、国道 502 号、国道 326 号等の幹線道路の沿道を範囲とする地域で、三重地域では、大型商業施設が建ち並び、インパクトの強い色彩や全国均一の建築意匠の建物が少なくありません。視線を誘う派手な屋外広告物もあり、雑然とした景観になっています。

清川、朝地地域では、道の駅が、本来の休憩・飲食・物販機能により沿道のオアシスとして集客しています。敷地や建物のデザインにおいても、ゆとりと親しみを感じさせる植栽が施されたものや流麗なデザインに工夫されたものがあり、好ましい沿道景観を形成しています。

### (景観形成の方針)

幹線道路は、市民の日常の移動のほか観光やツーリズムの交通動線であり、沿道の景観は多くの人が観ることから、山、農地、集落、河川等が織りなす美しい風景の近景として、後背地の緑豊かな景観に調和する建物等の配置・形態意匠、植栽などを誘導し、美しい風景の道を形成することを目標にします。



国道 57 号（中九州横断道路）



国道 326 号



道の駅よかわ



道の駅あさじ

## Ⅱ 河川水系景観地域

### （景観特性と問題点）

大野川、三重川、奥岳川など、市域内を長く流れ、川沿いに景勝地や石橋などの歴史・文化資源が点在する主要な河川区域を範囲にします。これらの河川に存在する手取蟹戸、滞迫峡、白山溪谷などのジオサイトは、貴重な景観資源であり、特に自然公園の外にあるものは保全の手立てが必要です。（滝は、景観形成重点地区として別途、保全します）

### （景観形成の方針）

地質に由来する希少な景観資源の保全を図ります。自然景観が生まれた歴史的な背景や地質的な連続性、一体性に配慮し、景観の改変は、最小限にとどめ、状況に適した改修工法、デザインの採用を図ります。また、水辺のレクリエーション地区、歴史とふれあうことができる場所などをつなぐネットワークを形成し、レクリエーション空間の創出を図ります。



手取蟹戸



滞迫峡



犬飼港



緒方川と原尻橋と桜

## (2) 景観形成の方針（景観形成重点地区）

### ア 緒方盆地文化的景観

文化的景観とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法）と規定されています。この地域では、阿蘇火砕流によって形成されたこの地域の地形基盤が、この地の生活・生業の風土基盤、景観の基盤となっています。

「イノコ」と呼ばれる水源を用水に始まった水田開発の歴史は、緒方川から取水する水路の開拓を重ね、段丘崖の裾部に水路を通し、水を供給できる緒方川の両岸の平坦地と緩やかな斜面地に開かれた水田が存在し、水路より標高の高い段丘崖の斜面地に集落が連なる独特の農村景観を現存させています。この景観を保全することを計画の目標にします。



緒方盆地



緒方盆地

## イ 原尻の滝眺望景観

「原尻の滝」は、緒方川に所在し、阿蘇熔結凝灰岩の柱状節理の断崖より落ちる幅約120mの雄大な滝で、市指定の名勝で、ジオパークの代表的景観の一つです。

原尻の滝の景観は、滝とその背後の景観が一体となって魅力的なものになっています。上流側は、川の水面と川中に建つ二宮社の鳥居を近景に、中景には、原尻集落などの農村風景、さらに祖母山、傾山を遠景とする奥行の深い景観になっています。下流側は、緒方盆地とそれを囲む山の緑の稜線が空とを区画する景観です。

上流側、下流側共に、滝とその背景がつくるひとまとまりの景観の保全を図ります。



原尻の滝

## ウ 江内戸の景眺望景観

江内戸の景は、阿蘇溶結凝灰岩を大野川が長い時間をかけて削り取ってできた河岸段丘と、そこで営まれてきた人々の暮らしの風景を一望する、豊後大野市を象徴する景観です。視点場は、高台にある道の駅みえに整備されており、広範囲を見遠せるパノラマ景観です。この景観を保全し、次世代に引き継げるようにします。



江内戸の景

## エ 沈墮の滝眺望景観

室町時代の水墨画家「雪舟」が「鎮田瀑図」を画いたことでも知られ、溶結凝灰岩の岩壁が崩落してできた滝で、滝は、国の登録記念物に登録され、沈墮発電所跡は、近代化遺産になっています。滝と周囲の林地の緑、荒々しい岩壁が一体になっている景観の保全を図ります。県道26号（三重野津原線）のビューポイント、「ちんだの滝ふれあい公園」、滝見公園を視点場に想定しています。



沈墮の滝



## 第Ⅱ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

前章の景観計画の区域指定や景観形成の方針を受け、本市における「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（届出基準、景観形成基準）」を整理します。

以下、景観形成の地域、地区の区分、届出基準、景観形成基準の対応一覧を示します。

届出の基準は、「市の全域」を対象にした基準（別表1）と「景観形成重点地区」を対象にした基準（別表2）の2つがあります。

景観形成基準は、それぞれの地域、地区に対応した基準があります。

表 景観計画区域の区分

地域区分		届出基準	景観形成基準	
一般景観地域		市全域の届出基準 (別表1[22,23 ページ])	一般景観地域の基準	
自然景観地域			自然景観地域の基準	
沿道景観地域			沿道景観地域の基準	
河川水系景観地域			河川水系景観地域の基準	
景観形成重点地区	緒方盆地 文化的景観	緒方盆地の届出基準 (別表2[32,33 ページ])	田園 エリア の基準	
			市街地 エリア の基準	
	原尻の滝眺望景観		・緒方盆地文化的景観と重複する範囲は、緒方盆地の届出基準(別表2)と同じ ・上記の範囲外は、市全域の届出基準(別表1)と同じ(注)	原尻の滝眺望景観の基準
	江内戸の景眺望景観		・視点場から1500メートル以内は、緒方盆地の届出基準(別表2)と同じ	江内戸の景眺望景観の基準
沈墮の滝眺望景観		・視点場から1500メートル超は、市全域の届出基準(別表1)と同じ	沈墮の滝眺望景観の基準	

(注)近くのは遠くのものより明瞭に識別されることから、眺望景観に関わる景観形成重点地区では景観に影響する行為の規模(=届出が必要な規模)を、視点場から1500メートルの距離を基準にして区分しています。

原尻の滝からの眺望角の範囲内で、視点場から1500メートル以内に、緒方盆地文化的景観の範囲外のエリアが含まれますが、稜線を超えた位置で明らかに眺望できないことから、この範囲は、大規模な行為の届出が必要な全市の基準を適用することとしています。

## 1 市全域の届出対象行為及び景観形成基準

市全域の届出対象行為及び景観形成基準を次のように定めます。

### ア（ア） 届出基準（別表1）

区 分		規模等	
建築物	新築、増築、改築又は移転	建築物の高さが13メートル以上であるもの又は延べ面積が500平方メートル以上であるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートル以上のもの	
擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	新設、増築、改築又は移転	高さが5メートル以上のもの	
煙突		高さが13メートル以上のもの	
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの			
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの			
高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）			
観覧車、コースターその他遊戯施設			
風力発電設備			
太陽光発電設備その他これらに類するもの			高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上のもの
橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの			長さが20メートル以上のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの			高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上であるもの

区 分		規模等
自動車車庫(立体駐車場)	新設、増築、改築又は移転	高さが13メートル以上又は築造面積が1000平方メートル以上であるもの
製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの		
石油、ガス、LNG、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの		
上記以外の工作物		
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(上記に該当する場合を除く。)		当該行為に係る部分の面積の合計が1000平方メートル以上のもの
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が3000平方メートル以上のもの又は法の高さが5メートル以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が100平方メートル以上のもの又は堆積の高さが2メートル以上のもの(堆積の期間が継続して90日以下のものを除く。)
木竹	伐採	区域の面積が3000平方メートル以上のもの

## 備考

- 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模等は、棟ごとに適用する。
- 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。

## ア(イ) 届出を要しない行為

- ①農林業を営むために行う土地の形質の変更
- ②農林業を営むために行う森林の皆伐
- ③屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
  - ア 農林業を営むために行うもの
  - イ 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
- ④上記のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

## イ 景観形成基準

【共通事項】 機能上の必要などやむを得ない理由から、景観形成基準に適合させることができない行為で、景観に十分に配慮しており、良質な景観を損なうおそれがないとして「景観審議会が認めた行為」は、この限りではない。

### 1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

(凡例)① 全地域共通の基準 ②●は各地域の基準の適用を示す

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
<input type="checkbox"/> 周辺の景観特性に応じて、景観と調和し、優れた景観を造りだす配置計画とする。 <input type="checkbox"/> 都市的な土地利用(都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など)の地域では、周辺の壁面線とあわせつつ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 旧街道沿いに建物が連続した町並みが形成されている場所では、町並みの壁面線に合わせるように努めること。 <input type="checkbox"/> 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 <input type="checkbox"/> 隣地の境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。	配置 (壁面の位置)	●	●	●
<input type="checkbox"/> 大規模な建物は、道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保することで圧迫感等を生じないように努めること。	配置 (壁面の位置)	●		
<input type="checkbox"/> 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。	配置 (壁面の位置)			●
<input type="checkbox"/> 特に支障のある場合を除いて、10メートル以上後退するように努めること。また、道路側に既存林がある場合、残すように努めること。	配置 (壁面の位置)		●	
<input type="checkbox"/> 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化に努めること。	配置 (壁面の位置)	●	●	●
<input type="checkbox"/> 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。	配置 (壁面の位置)	●	●	●
<input type="checkbox"/> 地域の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけさけること。	配置 (壁面の位置)		●	
<input type="checkbox"/> 門又は塀を設置する場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。	形態・意匠	●	●	●
<input type="checkbox"/> 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	規模、高さ	●	●	●

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
□ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。	形態・意匠	●	●	●
□ 建物が建ち並ぶ地域(都市的な土地利用〔都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など〕)では、高さは周辺の町並みとの連続性に配慮する。	高さ	●		
□ 周辺の建築物等との調和に努めること。	形態・意匠	●		
□ 中高層建築の場合は、空気を十分とり圧迫感等を生じないように努めること。	規模、配置 (壁面の位置)	●		●
□ 周辺の土地が主に農地、山林である場所では、個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。	規模、高さ 形態・意匠	●		
□ 周辺の土地が主に農地、山林である場所では、背景のスカイライン、田園の広がりにも調和する形態とすること。	形態・意匠	●		●
□ 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努め、樹高以上になる場合には周辺景観と調和するように形態等に特に配慮すること。	高さ 形態・意匠		●	
□ 周辺の山並みと調和する形態とすること。	形態・意匠		●	
□ 都市的な土地利用(都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など)の地域では、建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。	形態・意匠	●		
□ 前記の地域を除き、周辺の建物の屋根の多くが勾配屋根である場合は、周辺の景観と調和するように、屋根は、原則として勾配屋根で、適当な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。ただし、規模が大きいこと等によりその処理が困難なときは、軒等の高さを持つ樹木の建築物等の周辺への植栽、又は建物上部の意匠等に配慮すること。	形態・意匠	●	●	●
□ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とするように努めること。	形態・意匠	●	●	●
□ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	形態・意匠	●	●	●
□ 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	形態・意匠	●	●	●
□ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	形態・意匠	●	●	●

(工作物とは)

電柱、塔、遊戯施設、製造施設、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川護岸、ダム、河川堰、橋梁、水路、擁壁・石積み(農地、宅地等)、階段、人工物等

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
□ 屋外設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	形態・意匠	●	●	●
□ 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物及び照明等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	形態・意匠	●	●	●
□ 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用い、腐朽又は汚損した材料を用いないこと。	形態・意匠	●	●	●
□ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	形態・意匠	●	●	●
□ 周辺の建築物等と比べて突出する規模の建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	その他 (緑化)	●	●	●
□ 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路その他の公共の場所又は公衆が容易に立ち入ることができる場所からの景観に配慮した周囲の緑化に努めること。	その他 (緑化)	●	●	●
□ 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	その他	●	●	●
□ 周辺の建築物等および周辺の景観と調和した色調とすること。	色彩	●	●	●
□ (彩度は、下表によること。)				
□ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ただし、都市的な土地利用(都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など)の地域と幹線道路の沿道で、多色使い、アクセント色を使用する場合、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	色彩	●		●
□ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	色彩		●	

【表】色彩の彩度表

景観地域区分		色相 (マンセル表色系)										無彩色	明度		
		R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP				
一般景観	用途地域内	6以下	6以下	6以下										○	制限なし
沿道景観	用途地域外	4以下	4以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下				
自然景観		3以下	3以下	3以下											

ただし、面積が5分の1以内(一つの面ごとに)のアクセント色または自然素材に限っては、表の制限外の色彩を認めます。

## (参考) 色彩

## (1) 色彩の表現

色彩の表現を個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用しています。これは、色彩の尺度として、「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現しています。これにより色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

## ○色相＝いろあいを表します

色相は、赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG) 青紫 (PB)・赤紫 (RP) の5つの中間色相があり、その度合いを示す0～10の目盛りが付けられます。

## ○明度＝あかるさを表します

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

## ○彩度＝あざやかさを表します

彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

## ○マンセル記号

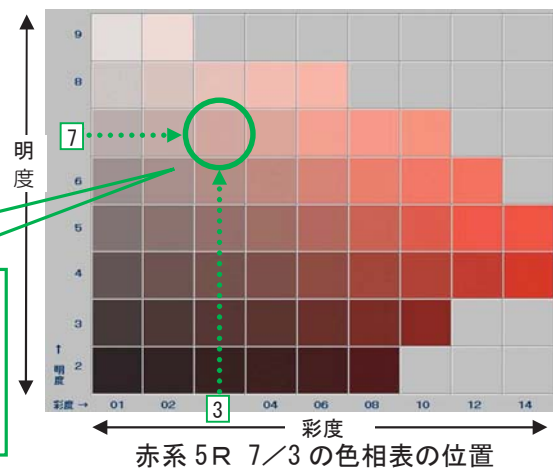
マンセル記号は、3つの属性を組み合わせでひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7/3のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために/（スラッシュ）を入れます。無彩色は、N4のようにNと明度を組み合わせて表記します。

## マンセル記号の読み方

ごアール ななのさん

5R 7/3

色相 明度 彩度



## (2) 色彩の構成

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。

ただし、複数の色を使用する場合は、基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に70：25：5の比率で用いるとバランスが良いとされています。

## ○基調色（ベースカラー）とは

構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

## ○従属色（アソートカラー）とは

全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

## ○強調色（アクセントカラー）とは

小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

### (3) 色彩の構成

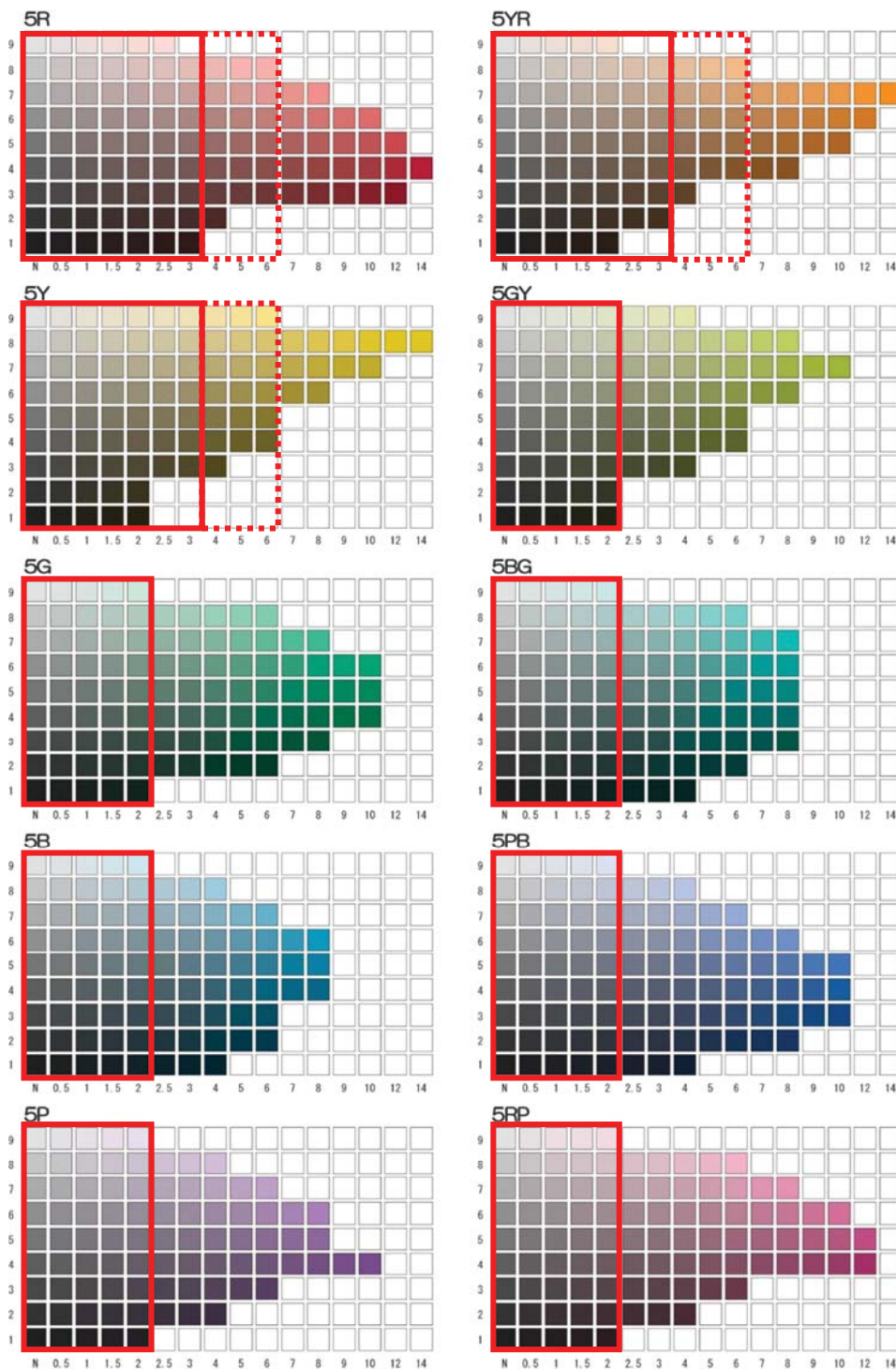
下図の実線の枠内は、自然景観地域で使用できる色の範囲を示しています。

これに点線の枠内を加えた範囲が、用途地域内で使用できる色の範囲です。

なお、自然素材（石材、木材、れんが等）そのものの色を使用する場合はこの限りではありません。

また、アクセントカラーについても、周囲の景観との調和に配慮して使用する場合はこの限りではありません。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。





## 2. 開発行為

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
<input type="checkbox"/> 主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、切土又は盛土によって生じる法(小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとみなす。)の高さの最高限度は、4メートルとし、法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルとすること。ただし、次の措置を講じる場合にあっては、この限りでない。 ① 法面に植樹するもの ② 法の前面に植樹するもの(おおむね法の高さ以上に生育する樹種で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。)	形態・意匠 その他	●	●	●
<input type="checkbox"/> 大規模な法面をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配又は緑化等により景観への影響の緩和に努めること。	形態・意匠 その他	●	●	●
<input type="checkbox"/> 法の高さが1.5メートルを超える法の法面は、緑化をすること。	形態・意匠 その他	●	●	●
<input type="checkbox"/> 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用に努めること。	形態・意匠 その他	●	●	●

## 3. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
<input type="checkbox"/> 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配又は緑化等により景観への影響を緩和すること。	形態・意匠 その他	●	●	●
<input type="checkbox"/> 切土又は盛土によって生ずる法(小段等によって上下に分離された法がある場合は、その上下の法を一体のものとみなす。)の高さの最高限度は4メートルとし、法の長さが30メートルを超える場合にあっては高さ3メートル以下とするよう努めること。	高さ	●	●	●
<input type="checkbox"/> ただし、法面に植樹するもの、若しくは法の前面に植樹(概ね法の高さ以上に生育する樹種で、法の高さの2分の1以上の樹高のものに限る。)するもので、良好な景観の形成が図られる措置を講ずる場合は、この限りでない。	形態・意匠 その他	●	●	●
<input type="checkbox"/> 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	形態・意匠 その他	●	●	●

## 4. 木竹の伐採

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
□ 木竹の伐採は、周辺景観への影響を考慮すること。	その他	●	●	●
□ 皆伐(※)はできるだけ避けるとともに、地上より1.5メートルの高さにおける幹周り1.5メートルを超える樹木、高さ10メートル以上かつ樹冠が10メートルを超える樹木の伐採は避けること。	その他	●	●	●
□ 道路から公衆によって容易に望見できる木竹等の集団は、切り倒した木竹を放置する等の著しく不良な景観とならないようにすること。	その他	●	●	●
□ 伐採を行った後は、その周辺の景観が良好に維持できるように、植栽等の代替措置を講ずること。	その他	●	●	●

※農林業を営むために行う森林の皆伐は届出を要しません。

## 5. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
□ 物件を積み上げる場合は、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ垂直に積み上げることを避けて威圧感のないようにすること。	その他	●	●	●
□ 道路から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和する仕様となるよう努めること。	その他	●	●	●

## 6. 太陽光発電設備（建築物又は工作物）

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
□ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。	形態・意匠	●	●	●
□ 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は建築物等に設置する場合のパネルの色彩は、周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努めること。	色彩	●	●	●
□ パワーコンディショナー等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努めること。また、建築物等本体や周辺の景観に調和するよう木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景を工夫すること。	形態・意匠	●	●	●

景観形成基準	制限項目	一般景観	自然景観	沿道景観
<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュール、金属版、附属施設の取付け金物、等の光沢のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするよう、周辺の景観に調和するよう配慮すること。	形態・意匠	●	●	●
<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料を使用したものであること。	形態・意匠	●	●	●
<input type="checkbox"/> 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電設備の高さ(太陽電池モジュール部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端〔連続して設置する場合にあっては、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するもの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するもの上端〕までの高さ。以下において同じ。)の最高限度は、周辺の景観特性に応じて次とする。 ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。	高さ	●	●	●
<input type="checkbox"/> 都市的な土地利用(都市計画で用途地域が指定された三重町の中心部など)の地域では、31メートルとすること。	高さ	●		
<input type="checkbox"/> 周辺の景観が、田園景観である地域は、20メートルとすること。				
<input type="checkbox"/> 高さの最高限度は、15メートルとすること。	高さ		●	
<input type="checkbox"/> 高さの最高限度は、20メートルとすること。	高さ			●

■ 河川水系景観地域の景観形成基準

行為の区分	景観形基準
工作物 土地の形質変更	景観の歴史的な背景や地質的な連続性、一体性に配慮し、景観の改変は、最小限にとどめ、状況に適した工法、デザインとする。

その他の行為についての景観形成基準は、自然景観区域に準じる。

沿道景観地域との重複区間は、河川水系景観の基準を適用する。

## 2 景観形成重点地区の届出対象行為及び景観形成基準

景観形成重点地区の届出対象行為及び景観形成基準を次のように定めます。

### 景観形成重点地区の景観形成基準の共通事項

1. 各景観形成重点地区の景観形成基準を満足し、規定のない事項は、自然景観地域の基準を満たすこと。
2. 機能上の必要などやむを得ない理由から、景観形成基準に適合させることができない行為で、景観に十分に配慮しており、良質な景観を損なうおそれがないとして「景観審議会が認めた行為」は、この限りではない。

### (1) 緒方盆地文化的景観（景観形成重点地区）

#### ア（ア） 届出基準（別表2）

区 分		規模等
建築物	新築、増築、改築 又は移転	建築物の高さが10メートル以上であるもの又は延べ面積が100平方メートル以上であるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が100平方メートル以上のもの
擁壁、垣、柵、門、塀その他これらに類するもの	新設、増築、改築 又は移転	高さが2メートル以上のもの
煙突		高さが10メートル以上のもの
コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、ネオンサインその他これらに類するもの		
高架水槽、冷却塔、給水塔、排気塔その他これらに類するもの（塔状工作物）		
観覧車、コースターその他遊戯施設		

区 分		規模等
風力発電設備	新設、増築、改築 又は移転	高さが10メートル以上のもの
太陽光発電設備その他これらに類するもの		高さが10メートル以上又は築造面積が500平方メートル以上のもの
水路、水路橋その他これらに類するもの		長さが10メートル以上又は面積が50平方メートル以上であるもの
橋梁、歩道橋、高架道路その他これらに類するもの		長さが10メートル以上のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		高さが10メートル以上又は築造面積が500平方メートル以上であるもの
自動車車庫(立体駐車場)		
製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの		
石油、ガス、LNG、穀物、飼料貯蔵槽、汚水処理施設、汚物処理施設その他これらに類するもの		
上記以外の工作物		
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(上記に該当する場合を除く。)		当該行為に係る部分の面積の合計が500平方メートル以上のもの
開発行為	土地の区画・形質変更	土地の形質変更の面積が500平方メートル以上のもの又は法の高さが2メートル以上の切土若しくは盛土を伴うもの
土地	開墾、形質変更	
土石、鉱物	採取・掘採	
屋外の物件	堆積	堆積を行う土地の面積が100平方メートル以上のもの又は堆積の高さが2メートル以上のもの(堆積の期間が継続して90日以下のものを除く。)
木竹	伐採	区域の面積が500平方メートル以上のもの

## 備考

- 敷地内に複数の建築物がある場合は、建築物の規模等は、棟ごとに適用する。
- 工作物の高さについては、建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物上端までの高さとし、増築にあつては増築後の高さとする。

## ア（イ） 届出を要しない行為（以下景観形成重点地区に同じ）

- ①農林業を営むために行う土地の形質の変更
- ②農林業を営むために行う森林の皆伐
- ③屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
  - ア 農林業を営むために行うもの
  - イ 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
- ④上記のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

## イ（ア） 景観形成基準（緒方盆地文化的景観・田園エリア）

### 1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更（24～26 ページ参照）

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 建築物の最高の高さは、10メートルを超えないこと。	（高さ）
<input type="checkbox"/> 屋根：勾配屋根を基本とし、色彩については、素材の自然色あるいは低彩度色とする。	（形態意匠）
<input type="checkbox"/> 外壁：色彩は、自然素材の色を基調とする。	
<input type="checkbox"/> 付属屋は景観に調和したものとする。	
<input type="checkbox"/> 敷地の緑化に努め、景観に調和させる。	
<input type="checkbox"/> 門、塀、擁壁には、地域に産する自然素材の使用に努める。	

### 2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更（24～26 ページ参照）

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 工作物は、緑化等により目立たないようにするなど、景観に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 色彩は低彩度色を基調とし、範囲は、自然景観地域の基準とする。	
<input type="checkbox"/> 外観：色彩は、自然素材の色を基調とする。	
<input type="checkbox"/> 門、塀、擁壁には、地域に産する自然素材の使用に努める。	

### 3. 開発行為（29 ページ参照）

### 4. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採（29 ページ参照）

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 新たな法面、土地の造成は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 農林業目的以外の土石の採取または鉱物の掘採は行わない。 やむを得ず行う場合は次によること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 道路等から見て目立つ場所では行わない。</li> <li>ii 周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。</li> <li>iii 周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。</li> </ul>	

## 5. 木竹の伐採 (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
□ 周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は緑化に努める。	

## 6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
□ 90日を越えて、高さ1.5メートルまたは面積50平方メートルを越える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。やむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできるだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。	

## 7. 太陽光発電設備（工作物） (30、31 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
□ 高さの最高限度は、13メートルとすること。ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。	高さ

## イ（イ） 景観形成基準（緒方盆地文化的景観・市街地エリア）

景観形成重点地区の景観形成基準の共通事項 第1項にかかわらず、次の規定による。

## 1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (24～26 ページ参照)

全市域の一般景観、自然景観、沿道景観地域の各地域に共通の景観形成基準(オレンジ色網掛け部分)に加え、下記の基準を適用する。

景観形成基準	制限項目
□ 建築物の最高の高さは、13メートルを超えないこと。	(形態意匠)
□ 大規模な建物は、道路からできるだけ後退し、道路側に空き地を確保することで圧迫感等を生じないように努めること。	
□ 周辺の建築物等との調和に努めること。	
□ 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。	
□ 使用する色数を少なくするよう努めること。	

色の彩度は、「色彩の彩度表」の「一般景観・沿道景観」の「用途地域外」の区分のマンセル値とする。

## 2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (24～26 ページ参照)

全市域の一般景観、自然景観、沿道景観地域の各地域に共通の景観形成基準(オレンジ色網掛け部分)に加え、下記の基準を適用する。

景観形成基準	制限項目
□ 使用する色数を少なくするよう努めること。	

色の彩度は、「色彩の彩度表」の「一般景観・沿道景観」の「用途地域外」の区分のマンセル値とする。

次の3.～6. 項は、全市域の一般景観、自然景観、沿道景観地域の各地域に共通の景観形成基準(オレンジ色網掛け部分)を適用する。

### 3. 開発行為 (29 ページ参照)

### 4. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採 (29 ページ参照)

### 5. 木竹の伐採 (30 ページ参照)

### 6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (30 ページ参照)

## 7. 太陽光発電設備（工作物） (30、31、35 ページ参照)

全市域の一般景観、自然景観、沿道景観地域の各地域に共通の景観形成基準(オレンジ色網掛け部分)に加え、緒方盆地文化的景観・田園エリアの太陽光発電設備(工作物)の基準を適用する。

## (2) 原尻の滝眺望景観（景観形成重点地区）

### ア（ア） 届出基準

付加する基準はありません。

- ・ 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区)内は、同地区の届出基準
- ・ 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区)外は、全市の届出基準

### ア（イ） 届出を要しない行為

(1) 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区) ア-(イ) に同じ



## イ 景観形成基準

- ①視点場から、眺望できない場合、適用しない。  
 ②緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区)と重なる範囲は、同地区の景観形成基準を満たすこと。

### 1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更(24～26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 建築物の最高の高さは、13メートルを超えないこと。	(高さ)
<input type="checkbox"/> 建築物の外形線は、原尻の滝の視点場から滝を眺望する景観範囲内は、視点場に近い丘陵の稜線を超えないこと。	(形態意匠)
<input type="checkbox"/> 原尻の滝からの眺望景観に調和したものとする。	



### 2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更(24～26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 原尻の滝の視点場から滝を眺望する景観範囲内は、視点場に近い丘陵の稜線を超えないこと。	
<input type="checkbox"/> 原尻の滝からの眺望景観に調和したものとする。	

### 3. 開発行為(29 ページ参照)

### 4. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採(29 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 新たな法面、土地の造成は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 農林業目的以外の新たな法面、土地の造成、土石の採取または鉱物の掘採は行わない。やむを得ず行う場合は、視点場から見て目立つ場所では行わないこと。	

### 5. 木竹の伐採(30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は緑化に努める。	

## 6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 90日を越えて、高さ1.5メートルまたは面積50平方メートルを越える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。やむを得ない場合は、視点場から見えにくい場所を選び、道路からできるだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。	

## (3) 江内戸の景眺望景観 (景観形成重点地区)

## ア (ア) 届出基準

行為の位置	区分及び規模等
江内戸の景眺望景観の範囲で、景観計画に示す江内戸の景視点場からの距離が1500メートル以内の行為 (視点場から明らかに眺望できないものは除く)	別表2による
江内戸の景眺望景観の範囲で、上記以外の行為	別表1による

## ア (イ) 届出を要しない行為

(1) 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区) ア-(イ) に同じ

## イ 景観形成基準

- ① 視点場から眺望できない場合、適用しない。
- ② 景観形成重点地区の景観形成基準の共通事項 第1項にかかわらず、視点場からの距離が1500メートルを超える範囲は、規定のない事項は、一般景観地域の基準を満たすこと。

## 1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (24~26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 建築物の最高の高さは、13メートルを超えないこと。 (視点場からの距離が1500メートル以内に限る)	(高さ)
<input type="checkbox"/> 江内戸の景の眺望景観に調和したものとする。	(形態意匠)

**2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更** (24～26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 江内戸の景の眺望景観に調和したものとすること。	

**3. 開発行為** (29 ページ参照)**4. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採** (29 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 新たな法面、土地の造成は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 農林業目的以外の新たな法面、土地の造成、土石の採取または鉱物の掘採は行わない。やむを得ず行う場合は、視点場から見て目立つ場所では行わないこと。	

**5. 木竹の伐採** (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は緑化に努める。	

**6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積** (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 90日を越えて、高さ1.5メートルまたは面積50平方メートルを越える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。やむを得ない場合は、視点場から見えにくい場所を選び、道路からできるだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。	

**(4) 沈墮の滝眺望景観（景観形成重点地区）****ア（ア） 届出基準**

行為の位置	区分及び規模等
沈墮の滝眺望景観の範囲で、景観計画に示す沈墮の滝視点場からの距離が1500メートル以内の行為（視点場から明らかに眺望できないものは除く）	別表2による
沈墮の滝眺望景観の範囲で、上記以外の行為	別表1による

## ア（イ） 届出を要しない行為

(1) 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区) ア-(イ) に同じ

## イ 景観形成基準

視点場から眺望できない場合、適用しない。

### 1. 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (24～26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 沈墮の滝の眺望景観に調和したものとする。	(形態意匠)

### 2. 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 (24～26 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 沈墮の滝の眺望景観に調和したものとする。	

### 3. 開発行為 (29 ページ参照)

### 4. 土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採 (29 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 新たな法面、土地の造成は、歴史および自然景観に調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 農林業目的以外の新たな法面、土地の造成、土石の採取または鉱物の掘採は行わない。やむを得ず行う場合は、視点場から見て目立つ場所では行わないこと。	

### 5. 木竹の伐採 (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は緑化に努める。	

### 6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (30 ページ参照)

景観形成基準	制限項目
<input type="checkbox"/> 90日を越えて、高さ1.5メートルまたは面積50平方メートルを越える土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わない。やむを得ない場合は、視点場から見えにくい場所を選び、道路からできるだけ離し、高さを低くし、樹木等で目立たないようにする。	

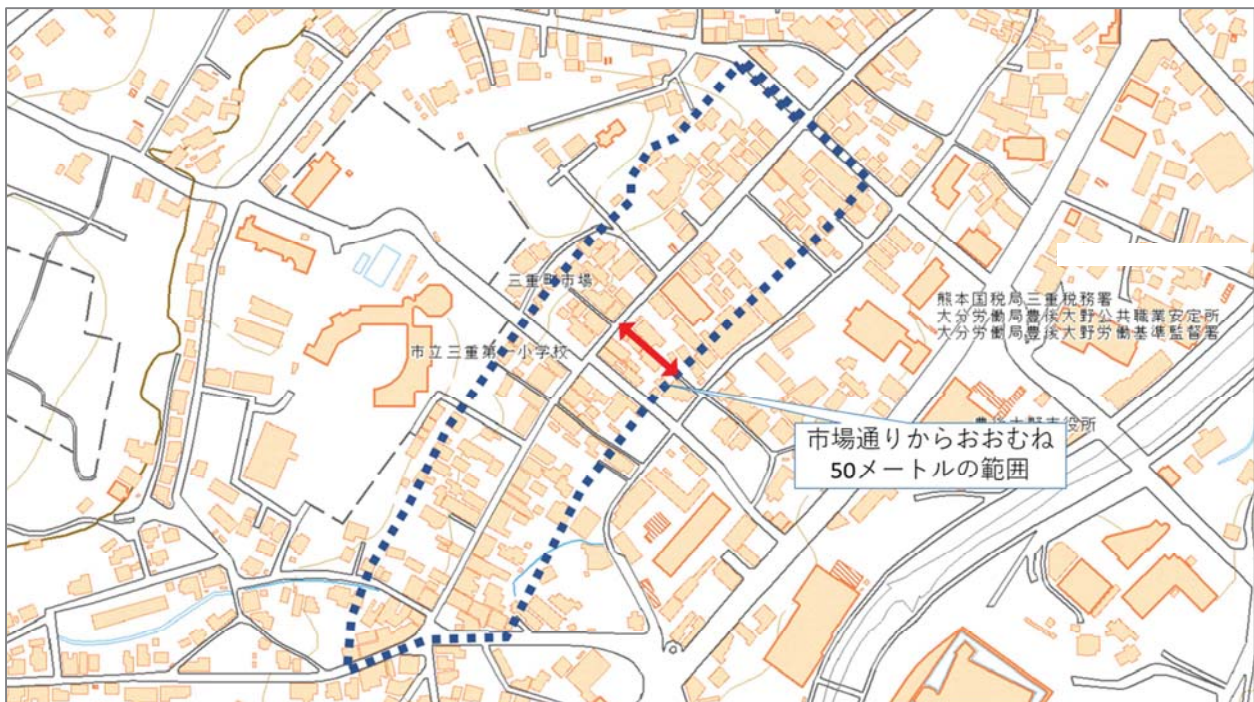
### 3 景観形成重点地区の候補（三重町市場町並み景観）

優れた景観資源が存在し、良好な景観形成の可能性の高い地区です。地域の皆様の中で、町並み景観を整える合意が形成されれば、景観形成重点地区への移行を進めます。

古代律令の時代から交通の要衝（市場に、三重郷の駅〔三重駅〕が置かれた記録が残る）であり、江戸時代には、臼杵藩の在町として、周辺地域の商業中心でした。旧日向街道に沿って歴史的町並み景観が現存し、わずか650メートルの区間に、国登録有形文化財の建造物（麻生家住宅、旧長田医院、多田家住宅〔御成屋敷、御成門、主屋、蔵〕）が存在します。

市場通りと同様の歴史的背景を有する大分市戸次本町では、歴史的町並みの景観の保全とそれを活かしたまちづくりが進んでいます。

#### 三重町市場町並み景観 景観形成重点地区候補の区域



## 第三章 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定方針

### 1 景観重要建造物の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として指定します。

- 1) 地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。
- 2) 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。  
(文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。)
- 3) 地域住民に親しまれ愛されている建造物であること。

### 2 景観重要樹木の指定方針

地域の良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものについては、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として指定します。

- 1) 市内の他の地域では見ることができない希少な価値を有する樹木であること。
- 2) 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。  
(文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。)
- 3) 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

### 3 景観重要公共施設の指定方針

道路・橋梁・公園・河川、公共建築物等の公共施設は大規模なものが多く、地域一体の景観に与える影響も大きいことから、良好な景観形成のために先導的な役割を担っていく必要があります。

したがって、すべての公共施設について公共施設管理者と連携を図りながら、良好な景観形成に向けて取り組むものとします。また、届出対象行為に該当する公共施設については、景観法第16条第5項の通知に基づき協議を行うものとします。

管理者の同意を得た公共施設を『景観重要公共施設』に指定し、整備基準や占用の許可基準を定め、景観計画に即した整備を求めることができます。

よって、以下の公共施設について、国・県等の管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく景観重要公共施設の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の良い景観の形成を推進します。

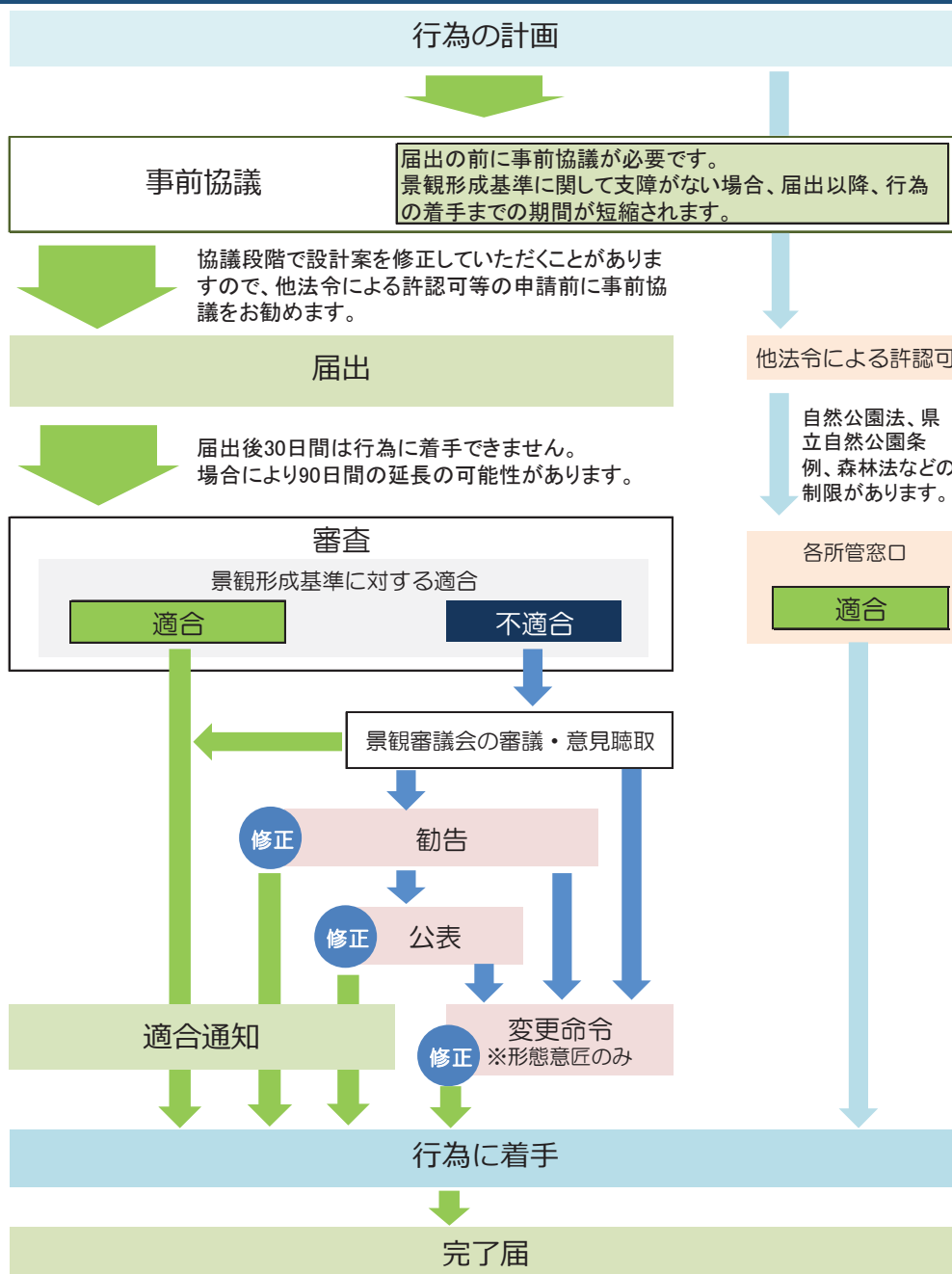
- 1) 大規模な公共施設
- 2) 地域のシンボルとして市民に親しまれ愛されている公共施設
- 3) 良好な景観や自然風景地に位置する公共施設
- 4) その他、景観的な影響が大きいと考えられる公共施設、または、新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設

## 第IV章 届出について

届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に豊後大野市へ届出が必要です。届出が受理された日から30日経過後でなければ、届出行為に着手できません。

また、届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更などを勧告することがあります。建築物又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。完了時には、完了届を提出してください。

### 1 届出フロー

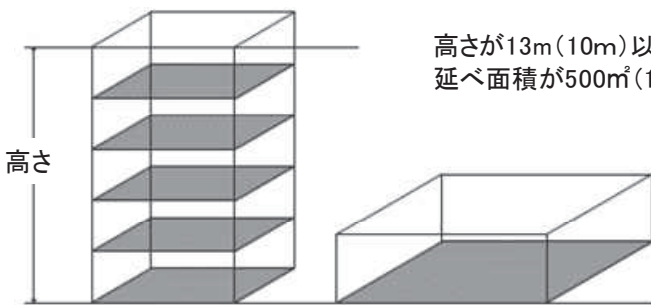
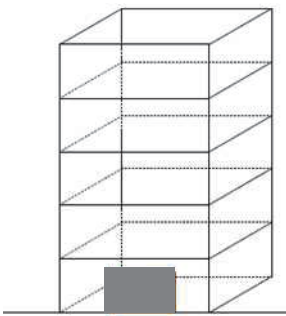
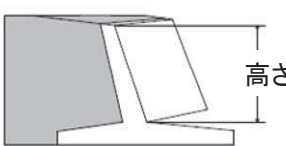
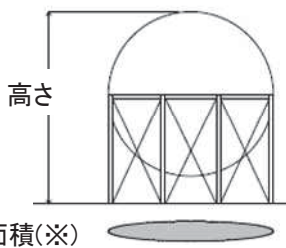
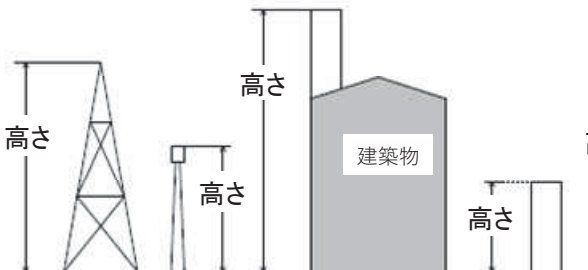
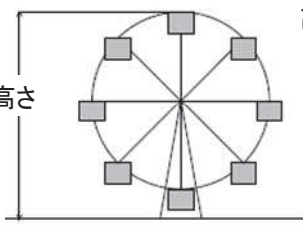


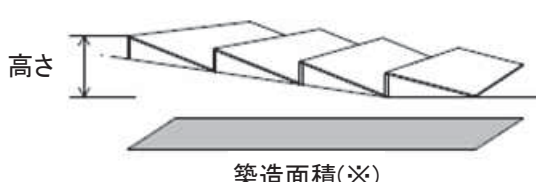
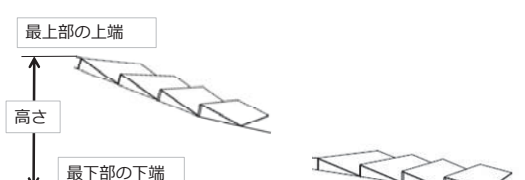

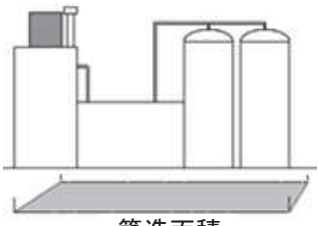
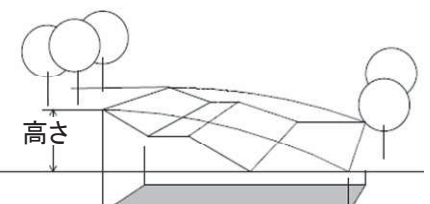
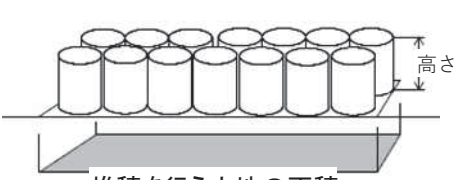
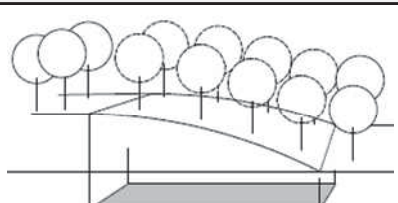


## 2 届出が必要な行為

届出対象行為の概要と届出の規模（全市域の規模。（ ）は、景観形成重点地区（注）の規模です。）

（注）江内戸の景と沈墜の滝の眺望景観（景観形成重点地区）は、視点場から1500m以内の行為に適用します。

建築物		門、塀、垣、柵
新築、増築、改築、移転の場合		新築、増改築、移転
 <p>高さが13m(10m)以上又は 延べ面積が500㎡(100㎡)以上</p>		□工作物 高さが5m(2m)以上
外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合		除却の場合
 <p>当該行為に係る面積の合計が 500㎡(100㎡)以上</p>		定めない
工作物（新設、増築、改築又は移転の場合）		
擁壁	アスファルトプラント、自動車車庫、製造施設等、貯蔵槽等	
 <p>高さが5m(2m)以上</p>	 <p>高さが13m(10m)以上又は 築造面積が1000㎡(500㎡)以上</p>	<p>築造面積(※)= 工作物の水平投影面積</p>
煙突、鉄柱等、広告塔、高架水槽等、観覧車等		
 <p>高さが13m(10m)以上</p>	 <p>高さが13m(10m)以上</p>	<p>建築物と一体の場合、 高さは、地盤面から の高さとする</p>

太陽光発電設備	
 <p>高さ</p> <p>築造面積(※)</p>	<p>築造面積(※) = 工作物の水平投影面積</p>
<p>高さが13m(10m)以上又は 築造面積が1000㎡(500㎡)以上</p>  <p>最上部の上端</p> <p>高さ</p> <p>最下部の下端</p>	
橋梁等	工作物（外観の変更等の場合）
 <p>長さ</p> <p>長さが20m(10m)以上 (水路橋は、10m以上 または50㎡以上)</p>	 <p>築造面積</p> <p>当該行為に係る面積の合計が 1000㎡(500㎡)以上</p>
その他	
開発行為、土地の開墾・形質変更、土石・鉱物の採取・採掘	
 <p>高さ</p> <p>形質変更の面積</p>	<p>土地の形質変更が3000㎡(500㎡)以上のもの又は 法の高さが5m(2m)以上の盛土、切土を伴うもの</p>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
 <p>高さ</p> <p>堆積を行う土地の面積</p>	<p>堆積を行う土地の面積が100㎡(100㎡)以上のもの 又は高さが2m(2m)以上のもの (堆積の期間が90日以下のものを除く)</p>
木竹の伐採	
 <p>区域の面積</p>	<p>区域の面積が3000㎡(500㎡)以上のもの</p>
届出が不要なもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林業を営むために行う土地の形質の変更</li> <li>○ 農林業を営むために行う森林の皆伐</li> <li>○ 地下に設ける建築物又は工作物等</li> <li>○ 仮設の工作物</li> <li>○ 通常行われる木竹の除伐、間伐、整枝等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に基づく義務の履行として行う行為</li> <li>○ 文化財保護法の許可等を受けた行為</li> <li>○ 屋外広告物条例に適合する屋外広告物</li> <li>○ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為</li> </ul>

### 3 届出に必要な書類

#### (1) すべての届出に必要な書類

種類	縮尺	記載内容
付近見取図	2,500 分の1以上	敷地の位置、敷地周辺の状況、方位及び施工箇所
写真	Lサイズ(89*127mm) 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地及び敷地周辺の状況</li> <li>眺望景観の場合(追加)</li> </ul> 視点場から撮影した写真に行為の場所を記載したもの
その他市長が必要と認める図書		

#### (2) 建築物・工作物に必要な書類

配置図	100 分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内における建築物の位置、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員</li> <li>既存樹木(地上高1mでの幹周り約 30cm以上のもの)及び植樹する木の位置</li> </ul>
4面着色立面図	50 分の1以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観部材の種類、仕上げ方法</li> <li>色彩(4面)</li> </ul> (マンセル値が分かる場合は記載してください)
平面図	100 分の1以上	間取り及び建築物の場合は、開口部の位置及び大きさ

#### (3) 開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採等、木竹の伐採、物件の堆積に必要な書類

種類	縮尺	記載内容
設計説明書(注1)	100 分の1以上	設計図又は施行方法を明らかにする図面
現況平面図	500 分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、等高線、植生の概要及び行為地を含む周辺の地形の現況
計画平面図 (土地利用計画図(注2))	500 分の1以上	方位、行為を行う土地の境界線、行為の位置又は区域、既存樹木及び植樹木の位置並びに行為後の土地利用計画
現況断面図(注3)	500 分の1以上	行為を行う土地の縦断面、横断面及び法面の状況
計画断面図(注3)	500 分の1以上	行為を行う土地の計画縦断面及び計画横断面の状況並びに法面の措置
注1: 開発行為の場合のみ 注2: 開発行為の場合は、土地利用計画図 注3: 木竹の伐採の場合は、不要です		

## 第V章 景観計画の運用について

### 1 景観審議会の設置

豊後大野市の良好な景観の形成に関する重要事項について調査及び審議するため、学識経験者、景観形成に係る団体の代表者などをもって構成する豊後大野市景観審議会を設置します。

機能上の必要などやむを得ない理由により景観形成基準に不適合な行為となる場合、景観に十分に配慮しているか、良質な景観を損なうおそれがあるか否かを審議します。

市長は、次の事項については、景観審議会の意見を聴くこととしています。

- ・ 景観計画の変更
- ・ 法令に基づく勧告、命令、その他の処分（必要に応じて）
- ・ 上記の場合の公表
- ・ 景観計画の提案を受けた場合、景観計画の変更の必要性の審議
- ・ 景観重要建造物を指定または解除
- ・ 景観重要樹木を指定または解除
- ・ 景観協定の認可

### 2 景観形成市民団体の認定

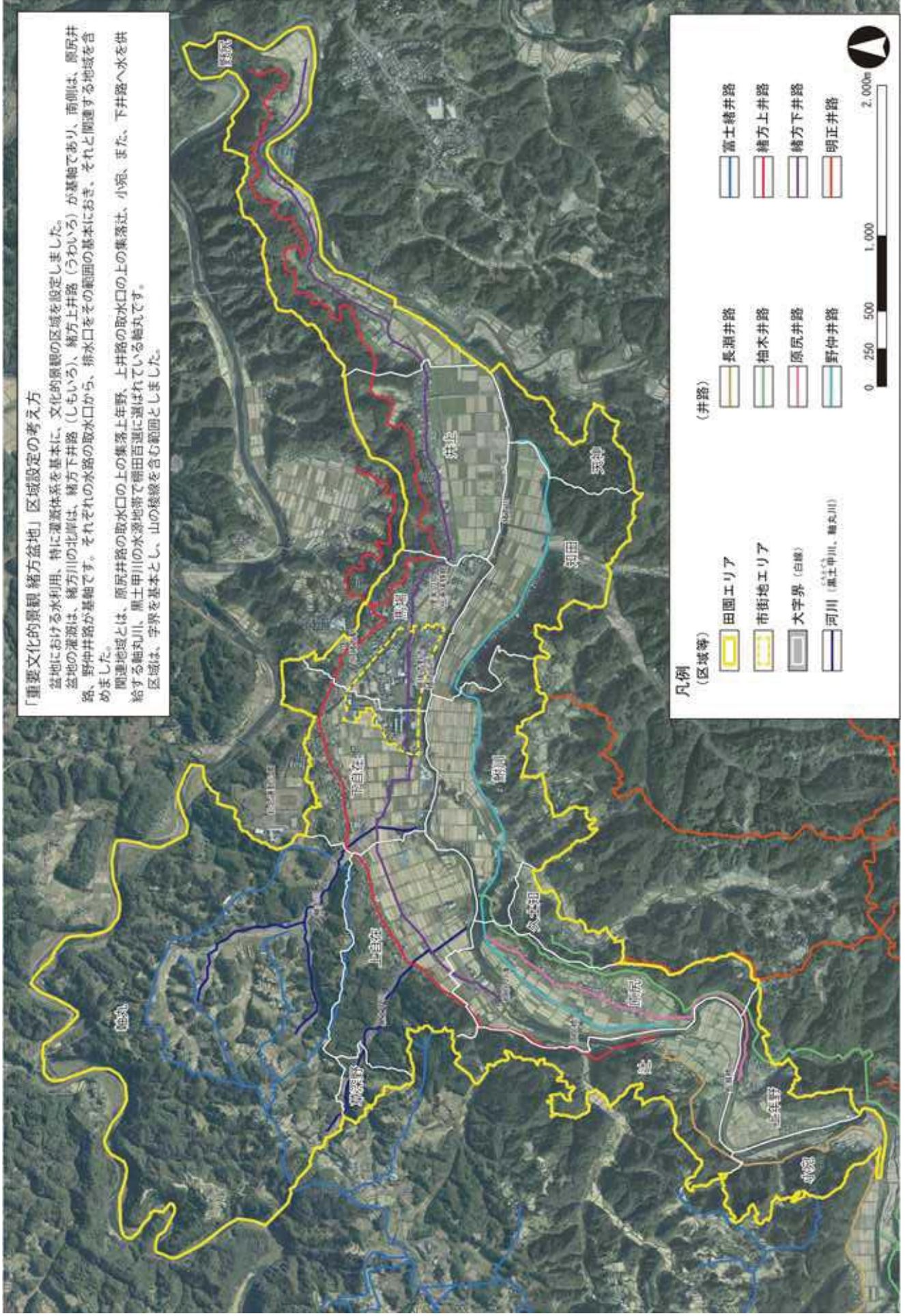
景観法は、住民（当該土地の所有者等）は景観計画の策定又は変更を提案することができるとしています。加えて、まちづくりの推進を図る団体についても、条例で定めれば同様に景観計画を提案できるとしています。このため、自主的に身近な地域の良好な景観形成に関する活動に取り組む市民団体の活動を支援するために、景観形成市民団体として認定する制度を設けます。

景観形成市民団体は、良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい土地について、土地の所有者等の同意を得て、市に対して景観計画の変更を提案することができます。

### 3 管理・保全の要請

景観法は、行為の規制を通じて良好な景観の形成を図る制度ですが、空地や建築物又は工作物が何もなされず放置され、景観上の問題となることが発生します。それに対処するために、独自に、これらが景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るよう要請することができる制度を設けます。

別図 緒方盆地文化的景観(景観形成重点地区)の範囲







豊後大野市景観計画  
令和元年8月策定

〒879-7198  
豊後大野市三重町市場 1200 番地  
豊後大野市役所 建設課  
都市計画建築係  
TEL 0974-22-1001  
FAX 0974-22-1426